

議案第 18 号

川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正  
する条例を次のとおり制定する。

平成 19 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を  
改正する条例

川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和 40 年  
川崎市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 号中「第 10 号の 2」を「第 9 号まで、第 9 号の 3 から第 10  
号の 2」に改め、同表第 2 号中「通運事業」を「貨物利用運送事業」に、「税  
関貨物取扱人業」を「通関業」に改め、同表第 4 号を削り、同表第 3 号中「植  
物防疫所」の次に「、動物検疫所」を加え、同号を同表第 5 号とし、同表第 2  
号の次に次の 2 号を加える。

(3) 荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並  
びにこれらの附帯施設

(4) 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施  
設、研修施設その他の共同利用施設及びその附帯施設

別表第 1 に次の 4 号を加える。

- (6) 港湾関係者の利便の用に供するための郵便局、銀行及び保険業の店舗
- (7) 旅館、ホテル又は飲食店であつて風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定に該当しないもの、船舶用品販売店及び日用品の販売を主たる目的とする店舗（市長が指定する規模以下のものに限る。以下「日用品販売店」という。）
- (8) 港湾関係者の利便の用に供するための給油所
- (9) 前各号に掲げる構築物に附属する廃棄物の処理のための施設（当該構築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものに限る。）

別表第2第2号中「原料又は」を「原燃料若しくは」に、「全部又は」を「全部若しくは」に、「海上運送又は」を「海上運送若しくは」に改め、「製造業」の次に「（電気業、ガス業及び熱供給業を含む。）」を加え、「その付帯施設」を「これに附属する研究施設並びにこれらの付帯施設」に改め、同表第3号中「工場」を「工場又は研究施設」に、「、診療所及びその付帯施設」を「及び診療所並びにこれらの付帯施設」に改め、同表第4号中「別表第1第3号」を「別表第1第5号」に改め、同表に次の1号を加える。

- (5) 第2号に規定する工場又は研究施設に従事する者の利便の用に供するための飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の規定に該当するものを除く。以下同じ。）及び日用品販売店

別表第3第2号中「展示場」を「展示施設」に、「その付帯施設」を「スポーツ又はレクリエーション施設並びにこれらの付帯施設」に改め、同表第3号中「別表第1第3号」を「別表第1第5号」に改め、同表に次の1号を加える。

- (4) 飲食店及び日用品販売店

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第1第1号

の改正規定及び同表に4号を加える改正規定（同表第9号に係る部分に限る。）  
は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に建設中の建築物その他の構築物は、改正後の条例の適用については、現に存する建築物その他の構築物とみなす。

参考資料

## 制 定 要 旨

商港区において建設できる構築物として荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設等を追加すること等並びに商港区において建設できる廃棄物の処理のための施設をそれが附属する構築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものに限るため、この条例を制定するものである。